

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくこと（いわゆる「税務コンプライアンス¹⁾」）が必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています（令和2(2020)年度アクセス件数3億1,827万件）。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ ホームページによる分かりやすい情報提供 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めています。

また、高齢の方や障害のある方を含めて、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、文字拡大・音声読み上げ機能にも配慮したコンテンツを提供するように努めています。

なお、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能（レスポンシブWebデザイン）により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

¹⁾ 「税務コンプライアンス」とは、税務について経営責任者が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和3(2021)年6月現在のものです。



1 サイト内検索

国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ

高齢の方や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション

各種情報への入口となる案内表示

4 緊急のお知らせ

災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 新着情報

新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

6 注目ワード

国税庁ホームページ内で注目してもらいたい情報に関係するワードを表示

7 分野別メニュー

アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

8 税務署を検索

郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 SNS等

国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

10 バナー

国税庁が作成したバナーを集約して表示

11 サイトマップ

国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会（国税庁、総務省、文部科学省などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。税に関する作文については、例年多くの応募をいただいております。優秀賞の表彰や作文朗読会等を実施しています。

また、学習指導要領の改正、主権者教育¹の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

なお、児童・生徒等が自ら租税の意義や役割を学習できるよう国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/>)を設けています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



作文朗読会の模様

■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和元年度	令和2年度
職員	8,770人	5,359人
職員以外	35,297人	17,482人
合計	44,067人	22,841人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	令和元年度	令和2年度
高校生	214,421編	160,184編
中学生	578,204編	313,725編

¹ 「主権者教育」とは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることです。

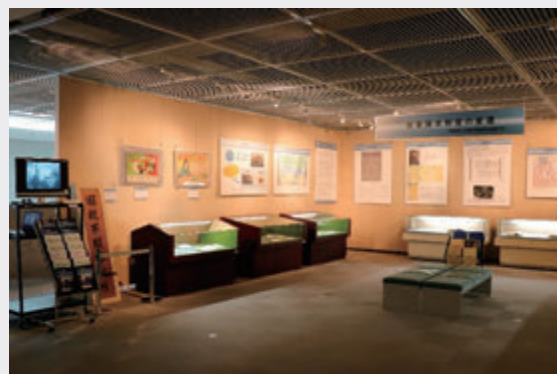
租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。

今年のテーマは「審査請求制度の変遷」と題して、令和2(2020)年10月1日から令和3(2021)年9月29日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナー(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>)をご覧ください。



租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和元年度	令和2年度
開催回数	1,810回	632回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成30事務年度	令和元事務年度
開催回数	46,750回	31,706回
参加人員	1,772千人	1,142千人

(5) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

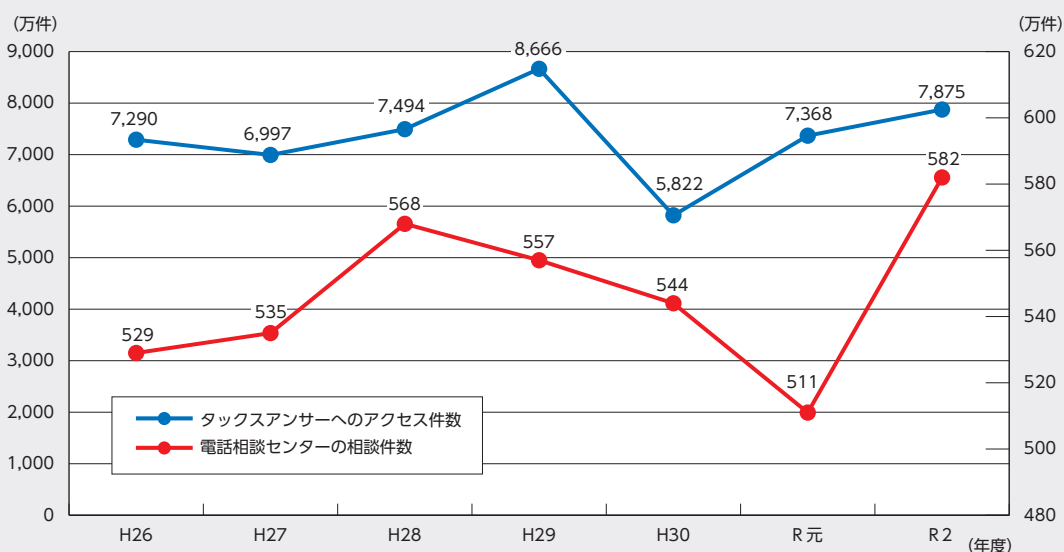
国税に関する一般的な質問・相談は、各国税局に設置する電話相談センターにおいて、国税局の職員が集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も受け付けています。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)により情報提供を行っています。



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接にて相談を受け付けています。

なお、面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

税務相談チャットボットの導入

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を令和2(2020)年度から国税庁ホームページに導入しています。

1 チャットボットとは

「チャットボット」とは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉でAI(人工知能)を活用した会話プログラムをいいます。税に関する質問をメニューから選択するか、自由に文字入力することにより、AIを活用して自動回答します。

2 税務相談チャットボットをご利用いただく

税務相談チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を日時によらず気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

3 使いやすく便利に

今後も、利用者の方からいただいたご意見・ご感想やAIの学習を通じて、より使いやすく便利に改善していきます。

所得税の確定申告や年末調整に関する
ご質問にお答えします。



税務職員ふたば

■ チャットボットへの質問件数

(万件)

	令和元年度 確定申告	令和2年度 年末調整	令和2年度 確定申告
質問件数	37	25	420

■ 税務相談チャットボットのイメージ



(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

この事前照会のうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>)において公表しています。

また、文書による回答事例のほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となるものについても、質疑応答事例として国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>)に掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和元年度	令和2年度
受付件数	115件	115件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和元年度末	令和2年度末
掲載件数	1,968件	1,985件

被災した納税者などへの対応

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域を対象として、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税等の確定申告の申告・納付期限を一律延長することとしました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への納税の猶予制度の案内をしています。詳しくは、コラム3(18ページ)をご覧ください。

災害などにより被害を受けられた方への対応に当たっては、引き続き、被害を受けられた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談などの対応を行います。

災害により被害を受けた場合の主な制度

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免除により所得税を軽減することができます。

災害に関する税制上の措置などの周知

災害により被害を受けられた方の税制上の措置(手続)などについては、災害発生後速やかに、パンフレットや国税庁ホームページ、Twitterなどを通じて周知・広報を行っています。

なお、手続の詳細や上記以外の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応（令和3（2021）年5月31日現在）

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われているところです。

国税庁においては、申告相談や税務調査等の納税者等と対面によって対応する場合には、手洗い・うがい・マスク着用等の感染防止策と咳や発熱等の症状のある者による対応の禁止を徹底し、感染拡大防止に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、Twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行っています。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

1 所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れることから、令和2（2020）年分確定申告においては、外出をせずともスマートフォン等から申告できるe-Taxの利用を従来以上に呼び掛けるとともに、公的年金を受給されている方を主な対象として令和3（2021）年2月16日より前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図りました。

また、確定申告会場のレイアウトを大幅に見直してソーシャルディスタンスを確実に確保するとともに、会場内の混雑回避を徹底するために、会場への入場には、入場できる時間を指定した整理券（オンラインによる事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施しました。その上で、来場者にマスク着用をお願いするとともに、検温を実施し発熱等がある方については後日の来場をお願いするといった感染予防への協力をお願いし、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を行いました。

なお、令和3（2021）年2月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3（2021）年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、令和2（2020）年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について同年4月15日（木）まで延長することとしました。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税を利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年5月31日（月）、消費税については同年5月24日（月）にそれぞれ延長しました。

2 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記1の延長の対象ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、個別の申請により延長が認められます。

3 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、令和2（2020）年4月30日に成立・施行した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」により創設された「納税の猶予の特例（特例猶予）」などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

特例猶予の申請期限は令和3（2021）年2月1日に終了しましたが、申請期限が過ぎた後においても、既存の猶予制度を活用できるよう税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁

■ 納税の猶予制度の特例措置の適用状況

	令和2年4月～ 令和3年2月 ^{※1、※2}	（参考）既存の猶予制度 平成30事務年度 ^{※3}
適用件数	322,801件	41,871件
適用税額	1,517,647百万円	69,487百万円

※1 令和3（2021）年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含みます。）され、令和3年3月31日までに許可したものです。

※2 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていません。

※3 職権による換価の猶予は除きます。

ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

なお、国税庁ホームページにおいて、猶予制度の詳細や申請方法を説明したYouTube動画等についてご案内しています。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)をご覧ください。

上記1～3の取扱いについては、よくある質問(FAQ)にまとめて、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>)に掲載して、周知を行っています。

4 酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施しました。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている料飲店等に対し、令和2(2020)年6月末を申請期限として、迅速かつ簡素な手続で料飲店等期限付酒類小売業免許を付与しました。この免許の免許期限については、免許付与後6か月としていたところ、最長で令和3(2021)年3月末まで延長しました。
- (2) 手指消毒用エタノールの需給状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、令和2(2020)年4月、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図りました。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリッツ等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとしました(令和2(2020)年4月21日)。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行っています。

- (3) 令和2(2020)年5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたもののについては、酒税を課さないこととしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により酒類消費が低迷している酒類業界を支援するため、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション(地域での消費者向けイベント等)を展開したほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととしています。

こうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm>)をご覧ください。

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税、石油ガス税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができます。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹ 対応のATMを利用して行うことができます。

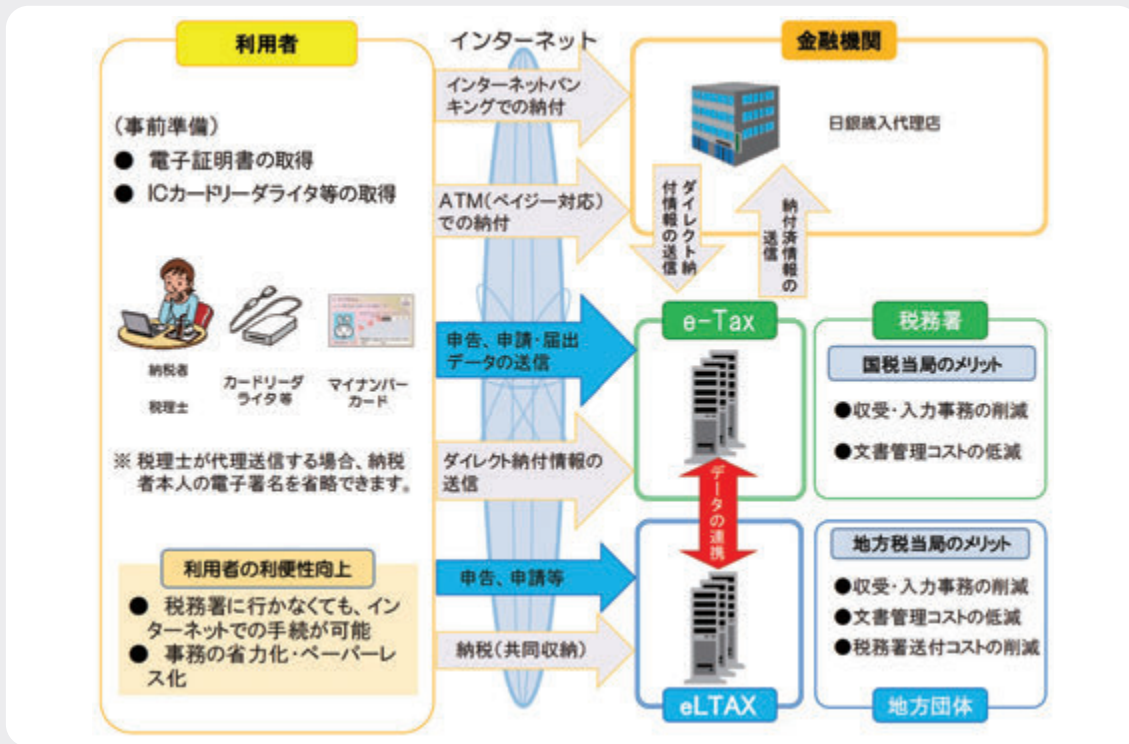
また、近年はスマートフォンが広く利用されていることから、スマートフォン専用画面を設けるなど、e-Taxが利用しやすいように環境整備をしています。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。また、e-Taxで提出された所得税申告書（決算書や明細書も含みます。）のデータについては、地方税当局に送信していますので、国税当局だけでなく、地方税当局の事務の効率化にも寄与しているところです。

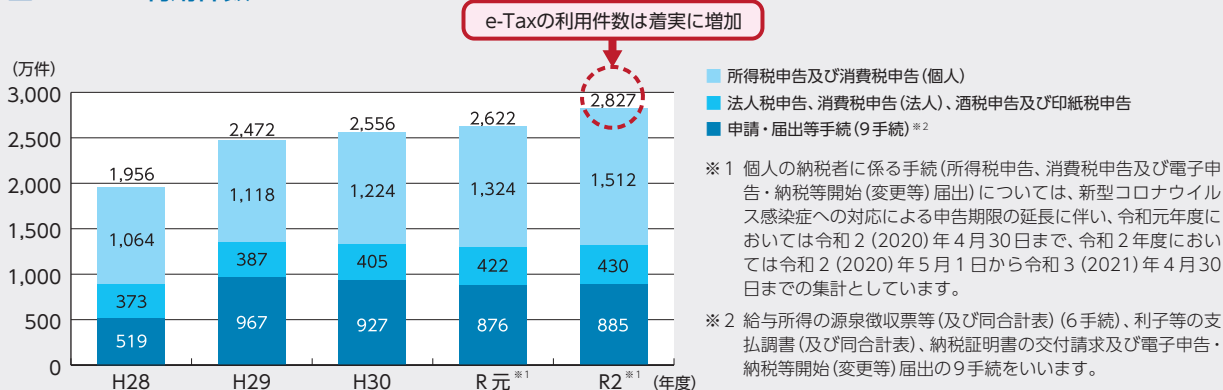
このため、国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

■ e-Taxの概要



¹ 「ペイジー（Pay-easy）」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

■ e-Taxの利用件数

コラム
4

e-Taxの利便性向上

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策を導入しています。

1 法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上

法人税の申告手続においては、「大法人の電子申告義務化」(コラム5参照)に併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を図りました。

(1) データ形式の柔軟化【令和2(2020)年4月実施】

法人税申告において添付書類の一つである財務諸表について、CSV¹形式による提出を可能としました。

(2) 提出先の一元化(ワンスオンリー化)【令和2(2020)年4月実施】

法人税申告においてe-Taxにより財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要としました。

※法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上策はほかにもあります。詳細は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>)をご覧ください。

2 e-Tax利用環境整備【令和3(2021)年1月実施】

Google Chrome及びMicrosoft Edgeのブラウザから、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーなどをご利用いただけるようにしました。

3 2次元バーコード認証等の導入【令和3(2021)年3月実施】

e-Taxソフトにおけるe-Tax送信やメッセージボックスの確認時に必要なマイナンバーカードによる認証において、これまでICカードリーダーが必要でしたが、パソコンに表示された2次元バーコードをスマートフォンで読み込むことで認証できるようにしました。

※スマートフォンには「マイナポータル」をインストールする必要があります。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、令和3(2021)年1月からタブレット端末での2次元バーコード認証に対応しました。

※詳細は、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/qrcode_login.htm)をご覧ください。



2次元バーコード認証の利用イメージ

1 CSV(Comma Separated Value)とは、エクセル等の表計算ソフトから作成可能で、互換性の高いテキスト形式のファイルをいいます。

大法人はe-Taxによる申告が義務化

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要となります。

この観点から、令和2(2020)年4月1日以後に開始する事業年度について、大法人(内国法人に限ります。)の申告書については、勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられました。

なお、この制度の導入と併せて大法人を含む全ての法人にe-Taxを利用していただくため、申告データを円滑に電子提出できるよう利便性向上施策を講じ、環境整備を行いました。

■ 制度の概要

1 対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは

- 事業年度開始時における資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- 相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体

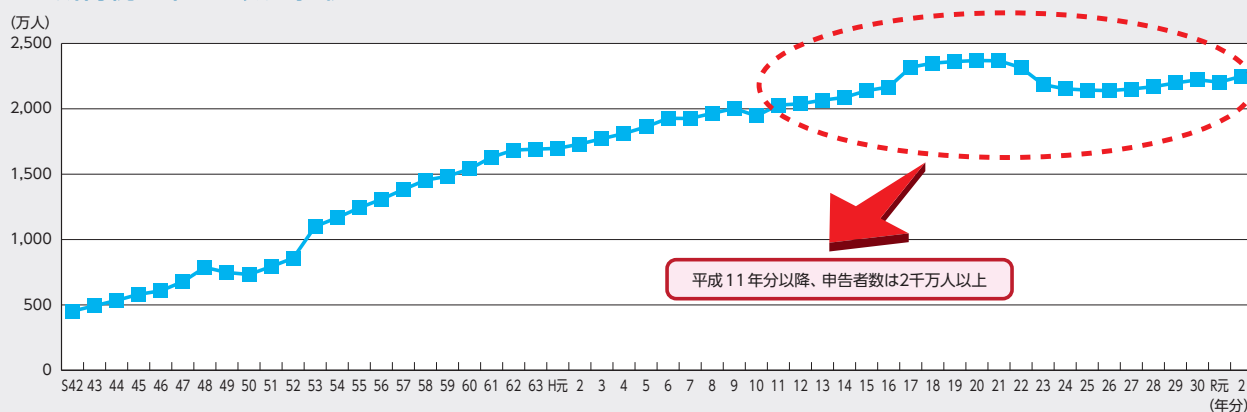
※ 具体的な内容は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,249万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和2(2020)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,249万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告者は、1,301万人を超え、半数以上を占めています。

■ 所得税の申告者数の推移



・納税者の多様なニーズに対応
・スムーズに申告できる様々なサービスの提供

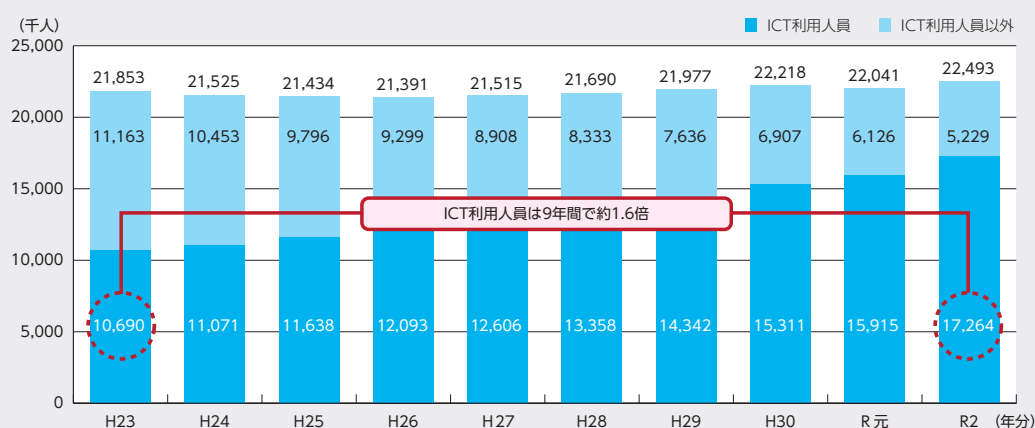
(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

■ ICTを利用した所得税申告書の提出人員



～「確定申告書等作成コーナー」はスマートフォンにも対応～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

なお、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報を一括取得し、該当欄に金額等が自動入力されます。

また、給与所得、雑所得、一時所得のある方はスマートフォンで見やすい専用の画面で所得税の確定申告書を作成することができ、作成した申告データはそのままマイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Taxで送信できます。

■ スマートフォンを利用した所得税申告について



スマホ専用画面イメージ

スマートフォンで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）で所得税の申告書を作成いただけます。

○スマホ専用画面の利用対象者

項目	令和2年分
収入	給与所得（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上にも対応） 公的年金等、その他雑所得、一時所得の各所得がある方に対応
所得控除	全ての所得控除に対応
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額

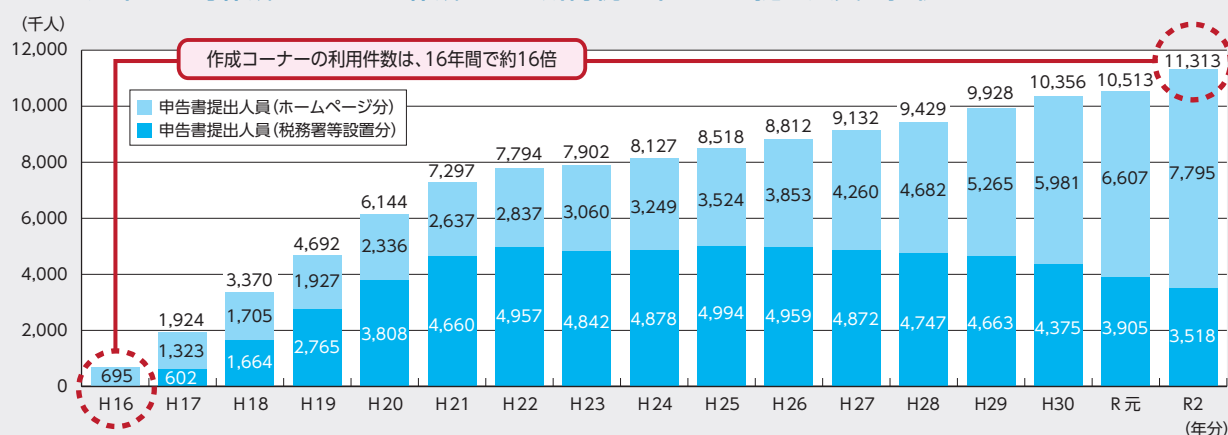
【参考】マイナポータル連携にも対応。
上記以外の収入、所得控除、税額控除等がある場合は、パソコンと同じ画面で作成可能。

～「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加～

令和2(2020)年分の確定申告期においては、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて1,131万件と、全提出人員の約50%を占めています。また、作成された1,131万件のうち、約169万件がスマートフォンで作成されています。

確定申告書等作成コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からのご意見、ご要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 平成30(2018)年分までは翌年3月末日まで、令和元(2019)年分及び令和2(2020)年分は翌年4月末日までに提出された計数です。
 税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
 平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。
 平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

令和2年分の確定申告期においては、令和3(2021)年2月21日(日)と2月28日(日)に実施し、約13万件的の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、税務署から地方公共団体にその情報が提供されるため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等のデータを相互に提供するなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

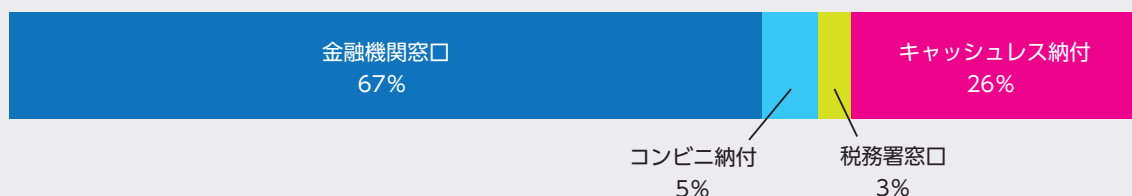
4 キャッシュレス納付の推進

～ 社会全体のコスト縮減のため、非対面のキャッシュレス納付を推進 ～

国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関、コンビニや税務署の窓口で行われています。

納税者の利便性を向上させるとともに、金融機関等を含む社会全体のコストを縮減する観点や新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、非対面のキャッシュレス納付を推進しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目標として設定し、利用勧奨等に取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和元(2019)年度実績(件数ベース)



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法のほかに、振替納税、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスによる納付や、QRコードを利用したコンビニ納付の導入といった納付手段の多様化などにより、納税者利便の向上を図っています。

個人納税者の方は、令和3(2021)年1月から、振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書がオンライン(e-Tax)で提出できるようになりました。

振替納税 ※申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能

振替納税は、納税者があらかじめ指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付できる手続です。

税務署又は金融機関に振替依頼書を提出していただくか、e-Taxにより振替依頼書を提出いただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。

ダイレクト納付(国税ダイレクト方式電子納税) ※全税目で利用可能

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

電子証明書の添付やICカードリーダーが不要であり、特に源泉所得税を毎月納付している方に便利な手続となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 ※全税目で利用可能

ペイジー (Pay-easy) に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税ができます。ご利用に当たっては、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

クレジットカード納付 ※全税目で利用可能

クレジットカード納付は、専用のWeb画面 (国税クレジットカードお支払サイト) において、納付に必要な情報を入力することにより、納付する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります (決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

コンビニ納付 ※源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能

① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末 ([Loppi] や [Famiポート]) に読み取らせることで、レジでの納付ができます。

② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

(注) 「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

5 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関となるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続が簡単に

3. 行政の効率化 手続を無駄なく正確に



(出典：内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>))

イ マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイト (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>) を設けてFAQなどを掲載しているほか、新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された方には、平成31(2019)年1月から、マイナポータル¹の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告などに係る情報や還付申告の処理状況などを確認できるようにしました。

また、令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書への自動入力ができるようにしました(マイナポータル連携)。今後、対象となる控除証明書などの種類は、順次拡大していく予定です。



～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書などの書類に番号が記載されることから、各人ごとの法定調書データの集約やそのデータと申告書とのチェックが、より正確かつ効率的に行えるようになり、また、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

(3) マイナンバーカードの普及促進

政府全体の方針である「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元(2019)年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、確定申告会場だけでなく税を考える週間など様々な機会において、地方公共団体と協力し「マイナンバーカード申請コーナー」を設置するなど、マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組んでいます。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所の開設届出書などを提出することとされている団体に対して、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づいて法人番号を指定し、通知しています。

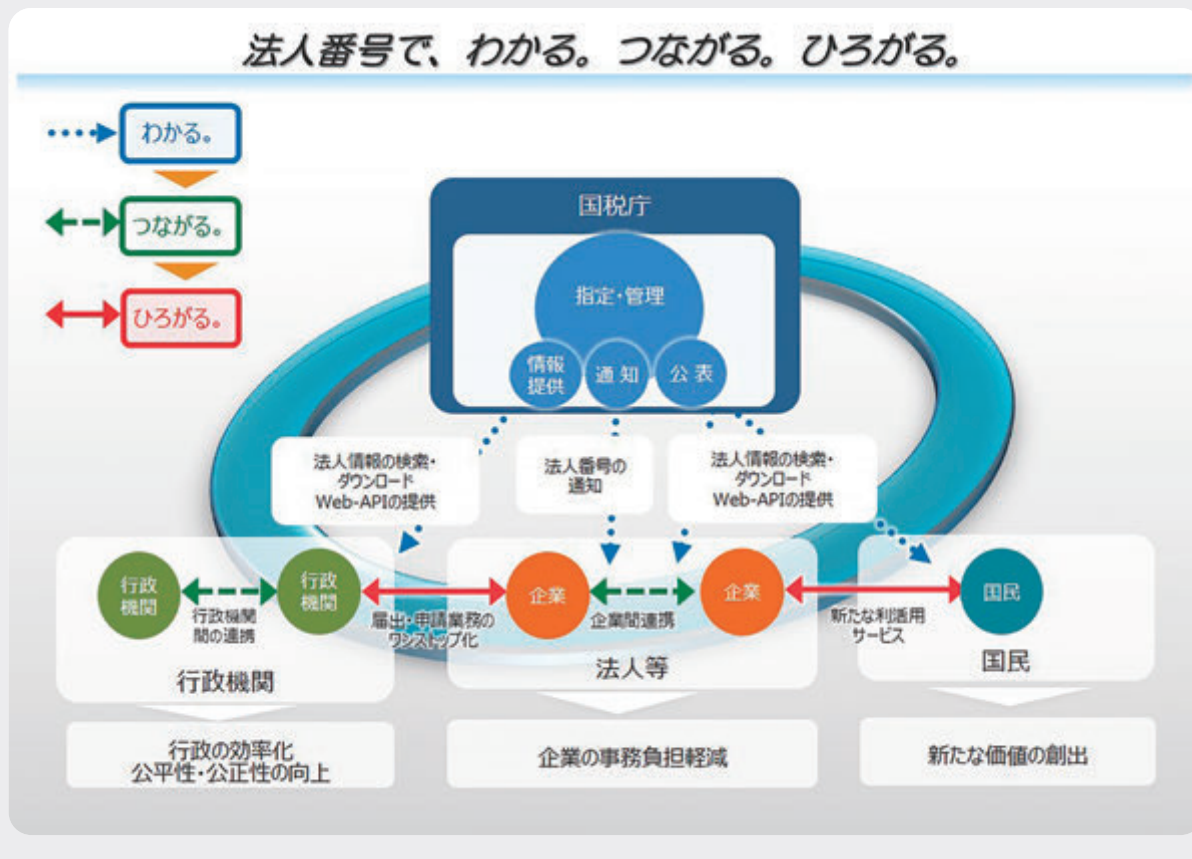
また、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報((i)商号又は名称、(ii)本店又は主たる事務所の所在地及び(iii)法人番号)を、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表しています。

¹ マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

国税庁法人番号公表サイトでは、法人等の基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることにより、法人番号の指定を受けることができます。

■ 法人番号制度の概要



～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

法人番号は、社会的インフラとして官民間わす幅広い分野での利活用が期待されているため、国税庁においては、利活用の推進に向け、国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組を実施しています。

新たな取組として、令和3(2021)年2月から、基本3情報の公表を1日1回から、1日2回に変更し、基本3情報をより速やかに公表しています。

また、同年3月から、データのダウンロード機能について、全国分の全件データを一括でダウンロードできるように変更しました。

¹ Web-API (Application Programming Interface) とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インターフェースをいいます。

～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

国税庁は、国連及び国際標準化機構 (ISO) から「発番機関コード」を取得しており、法人番号と組み合わせることにより、国際取引においても利用することができます。

また、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>) を開設し、公表を希望する法人等からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

6 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

政府全体の取組として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が令和2(2020)年7月に閣議決定され、更に、デジタル技術を活用した行政の推進についての取組を明記した「デジタル・ガバメント実行計画」が令和2(2020)年12月に閣議決定されました。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会のICT化・グローバル化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした各種計画や環境変化を踏まえ、国税庁においては、国民・事業者の目線に立ち、利用者の負担軽減や行政運営の効率化・高度化を図るための業務改革 (BPR)²を推進することとしています。

具体的には、手続のオンライン化や添付書類の省略を推進するとともに、政府全体の取組方針に沿って関係府省の一つとして、「社会保険・税手続のワンストップサービス」や「法人設立ワンストップサービス」など³の推進に取り組んでいます。「法人設立ワンストップサービス」を利用して設立登記を行った法人に対しては、法人番号指定通知書をオンラインで送信しています。

さらに、令和2(2020)年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」等において、全府省で行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しを行うこととされたことを踏まえ、国税庁においても、国税に関する申告や申請について、e-Taxによりオンラインで提出できる対象を拡充し、これまで必要とされた押印を原則として不要とする等の見直しを行いました。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「業務改革 (BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」とは、Business Process Reengineeringの略です。

3 「社会保険・税手続のワンストップサービス」とは、これまで雇用主が従業員のライフイベント (採用、退職等) に伴い、行政機関ごとに提出が必要だった社会保険・税手続を、マイナポータルを通じて、一度で完了できるサービスです。将来的には、クラウドサービスの活用も予定されています。

「法人設立ワンストップサービス」とは、これまで行政機関ごとに提出が必要だった法人設立の際の各種手続を、マイナポータルを通じて、一度で完了できるサービスです。令和2(2020)年1月20日から開始され、令和3(2021)年2月26日からは法人設立に伴う全ての手続で利用可能です。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

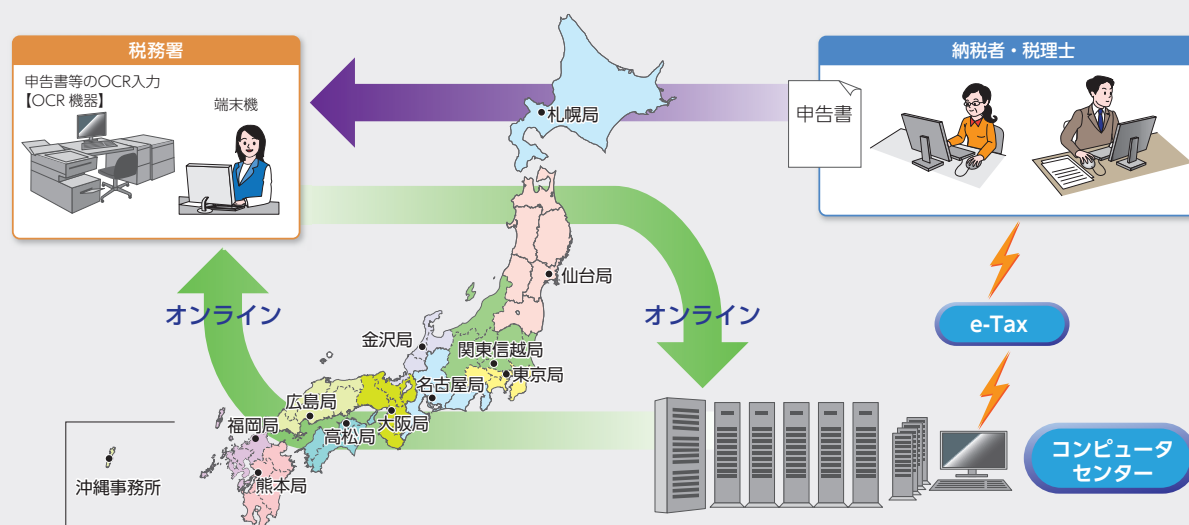
また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う情報システムをインターネットから分離するほか、セキュリティ監査を定期的を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)¹ を構築し、平成 19 (2007) 年に ISMS 適合性評価制度に基づく認証 (ISO/IEC 27001・JISQ 27001² に基づく認証) を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和 2 (2020) 年には、法人番号の指定などを行うシステムのデータを保有するコンピュータセンターについても、同認証を取得しました。

国税総合管理 (KSK) システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



1 「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

2 「ISO/IEC 27001」とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成 17 (2005) 年 10 月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ 27001」とは、ISO/IEC 27001 に対応して、平成 18 (2006) 年 5 月に発行された国内規格です。

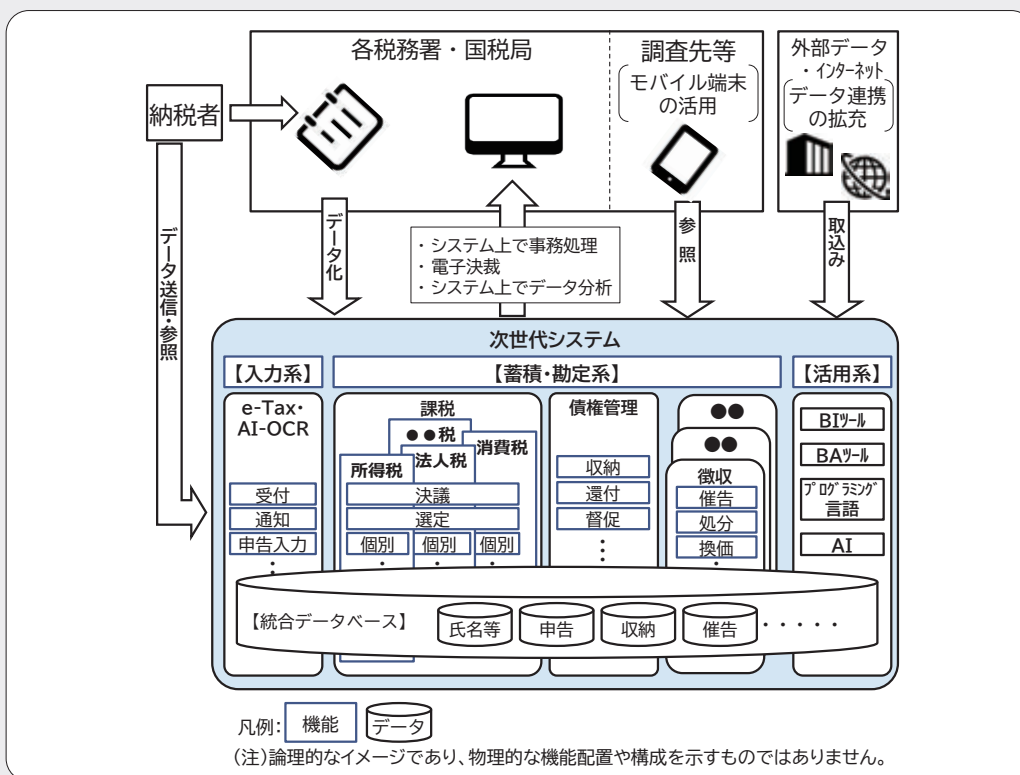
システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年度の本格導入に向けて、次世代システムの開発に着手しました。

次世代システムについては、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)、
 - ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)、
 - ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)、
- といったことをコンセプトとして開発を進めています。

■ 次世代システムのイメージ



情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

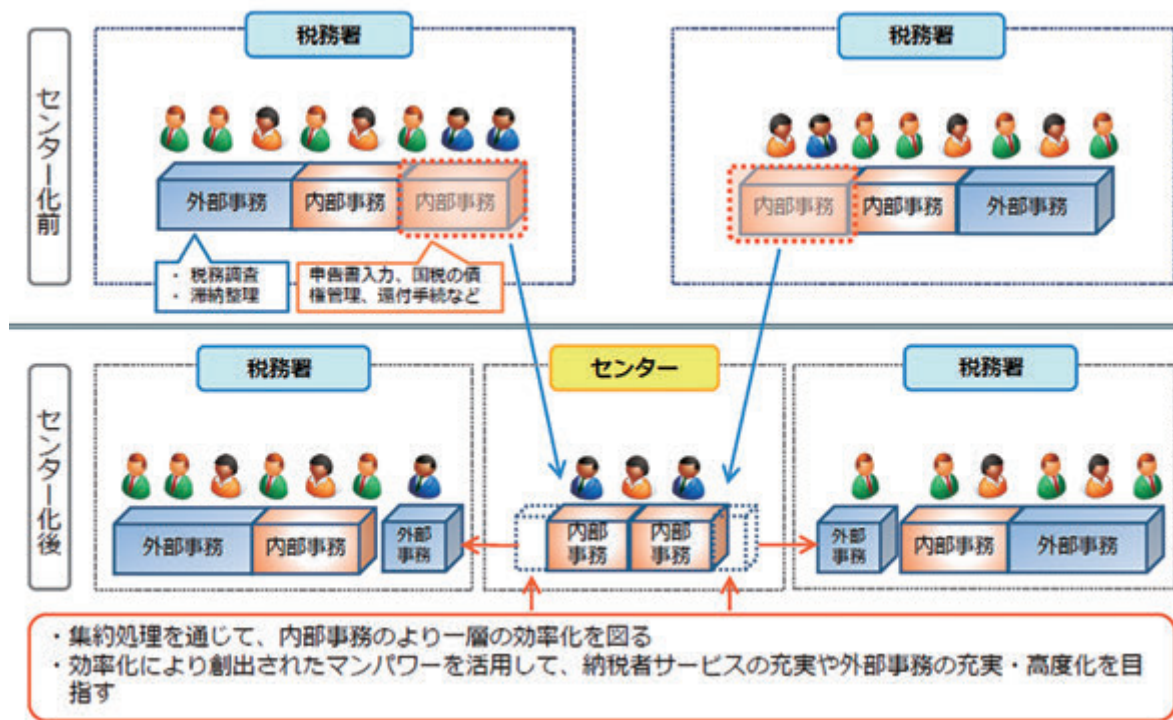
内部事務のセンター化

国税庁では、令和3(2021)年7月から国税局の組織として業務センターを設置し、一部の税務署を対象として、複数の税務署の内部事務をセンターで集約する、「内部事務のセンター化」を実施します。

集約の対象となる内部事務とは、申告書・届出書等の入力や審査、還付金の返還手続などです。

また、令和8(2026)年には全ての税務署を対象としたセンター化を実施することを予定しています。

センター化を通じて内部事務のより一層の効率化を図り、効率化により創出されたマンパワーを活用して、納税者サービスの充実や税務調査等の外部事務の充実・高度化を目指しています。



7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、各種手引・パンフレットの配布等や国税庁ホームページへの動画掲載などにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 消費税法改正への対応

(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、周知・広報や相談への対応に取り組んでいます。

イ 軽減税率制度の概要

令和元（2019）年10月の消費税率10%への引上げと同時に、日々の生活における負担を減らすため、飲食料品（お酒・外食を除きます。）などに係る税率については8%とする消費税の「軽減税率制度」が実施されました。

■ 税率及び軽減税率の対象

消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
軽減税率の対象	① 酒類・外食を除く飲食料品の譲渡 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の譲渡

ロ 適格請求書等保存方式の概要

令和5（2023）年10月からは、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。インボイス制度の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール

令和5（2023）年10月1日

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式
（いわゆるインボイス制度）

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

～ 転嫁に関する相談等への対応や酒類業者に対する指導等の実施 ～

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税です。

このため、事業者の方々が円滑かつ適正に消費税を価格に転嫁できることが重要であり、国税庁において、次のような取組を行っています。

- 各税務署の窓口（改正消費税相談コーナー）や電話相談センターにおいて、消費税の転嫁に関する相談・情報受付等に対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に関する相談・情報受付等に対応するほか、転嫁を拒否する行為等に対する必要な指導等を実施

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組やマイナンバー制度の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,700の会があり、会員数は約56万人です(令和3(2021)年3月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(<https://www.zenaioobr.jp>)をご覧ください。最寄りの各地区青色申告会までお問合せください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体です。全国に481の会があり、会員数は約74万社です(令和2(2020)年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。全国に487の団体があり、会員数は約9万人社です(令和2(2020)年4月)。各間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(<https://www.kanzeikai.jp>)をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、全国に約1万8,000の組合があります(平成31(2019)年3月)。各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約13万人社です(令和3(2021)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<https://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。